

令和2年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築 業務仕様書（案）

1. 業務の目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしている。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしている。

このような状況を踏まえ、本業務では地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域と企業等とのマッチング支援、地域の総合的な取組となる構想策定、その構想を踏まえた事業計画の策定や専門家チームの形成・派遣に取り組み、地域循環共生圏の創造を強力に推進するものである。

2. 業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の業務を行うものとする。なお、業務の実施に当たっては、環境省担当官と十分協議を行うものとする。

(1) 地域循環共生圏づくり事務局の設置・運営

本業務を実施するに当たり、事務局を設置し、本業務全体の進捗管理や全体調整等の業務を行うとともに、地域循環共生圏づくりプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）に関する地域等からの問合せ対応等の各種業務を行う。なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。

- ① 請負者は契約締結後速やかに、業務実施方針、実施体制、スケジュール等についての実施計画を作成し、環境省担当官の了承を得る。なお、随時又は環境省担当官の求めに応じて業務の進捗状況について環境省担当官に報告を行う。
- ② 本業務の実施に当たり、業務の進捗状況や実施方針について環境省担当官との打合せを密に行う。なお、打合せの議事録は1週間以内に環境省担当官に提出する。

- ③ 事務局に専用の電話番号とメールアドレス等の連絡先を設置し、業務履行期限までプラットフォームに関する各種問合せ等に対応する。なお、連絡先設置の時期については、環境省担当官と協議の上、決定する。

(2) 地域循環共生圏づくりプラットフォームの運営

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、以下の機能を有するプラットフォームについて、①～⑤の業務を行い、プラットフォームを運営する。

- ・ 地域等からの相談窓口
- ・ 地域等とプロフェッショナル人材とのマッチング
- ・ ソーシャルビジネスと企業とのマッチング及び投資の呼び込み

①プロフェッショナル人材のリスト作成

地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材について情報収集を行い、リスト作成を行う。なお、リスト作成に当たっては、③で配置するコーディネーターと協力しながら、地域循環共生圏の趣旨を踏まえ、環境分野のみならず、幅広い分野から人材のリストアップを行いつつ、各人の専門領域、活動地域、主な活動実績等を理解しやすいようにまとめる。

②企業のソリューションリスト作成

自治体、地域等の課題解決に繋がる企業の持つソリューションについて情報収集を行い、リスト作成を行う。なお、リスト作成に当たっては、③で配置するコーディネーターと協力しながら、地域循環共生圏の趣旨を踏まえ、環境分野のみならず、幅広い分野から企業のリストアップを行いつつ、企業の持つソリューション等を体系的に理解しやすいようにまとめる。

③自治体・地域と民間団体(企業・金融機関)とのマッチング

活動団体に対する支援及び活動団体と企業・金融機関等とのマッチングを次のとおり行う。

ア. 活動団体と企業・金融機関等が活動団体の様々な課題に対して議論し、事業創発を目的としたマッチングの場(60名程度、1回程度、都内)を開催する。開催に際しては、資料の作成・印刷(A4白黒、10ページ程度×7団体程度×60部程度)、日程調整、開催場所の確保、議事録の作成、旅費の支払い(各活動団体1名まで「国家公務員等の旅費に関する法律」に従って、旅費を支給する。)、その他マッチングに必要な業務を実施する。なお開催時期等については環境省担当官と協議の上、決定する。

イ. 活動団体、④で登録する地域や団体、企業・金融機関等が幅広い分野、事業の熟度別にマッチングを行う場(300名程度、1回2日程度、都内)を

企画立案し、環境省担当官と協議の上、実施すること。企画立案に当たっては、パートナーシップ強化の観点から、関係する団体等との共催についても検討を行うこと。開催に当たっては、マッチングに必要な資料の作成・印刷（A4、10 頁程度、300 部程度）、会議室（収容人数 300 名程度 1 部屋、収容人数 60 名程度×5 部屋程度）の確保、当日の会場準備・設営、議事録作成、マッチングの写真撮影、その他マッチングの運営に必要な事務（参加者の募集、受付、参加者への連絡を含む）を実施する。

ウ．プラットフォームの運営を統括し、活動団体と企業・金融機関等とをつなぐ人物をコーディネーターとして配置し、その費用を支払うこと。なおコーディネーターの選定については、環境省担当官と協議の上、決定する。

④地域循環共生圏実践地域等登録制度の運営

地域循環共生圏を実践する地域や団体等の登録制度事務局を設置し、提出書類の確認や地域等からの問合せ対応等の各種業務を行う。登録に当たり、地方公共団体からの申請については、提出書類を確認しウェブサイトで公表する。地方公共団体以外の団体からの申請については、提出書類をもとに書類審査を行い、環境省担当官と協議の上、ウェブサイトで公表する。

⑤プラットフォームのあり方に関するワーキンググループの設置

①～④の業務を踏まえプラットフォームを運営するに当たり、有識者 7 名程度によるワーキンググループ（3 回 21 名程度、都内）を設置し、新たなルール作り、ファイナンススキーム、支援スキームづくり等を検討すると共に、プラットフォームの機能、運営方法等についても見直し、改善を図る。開催に当たっては、有識者（7 名程度）の選定、資料の作成・印刷（A4 白黒、50 頁程度×21 部程度）、日程調整、開催場所の確保、議事録の作成、旅費・謝金等の支払い（「国家公務員等の旅費に関する法律」に従って、旅費を支給する。謝金は有識者 1 名 1 日当たり 17,700 円を支給するものとする。）、飲料の手配その他ワーキンググループの運営に必要な業務を実施する。また、開催に当たっては、活動団体と企業・金融機関等の意見をプラットフォームに反映させるため、必要に応じて活動団体と企業・金融機関等から担当者を出席させる（1 回当たり 10 名程度、「国家公務員等の旅費に関する法律」に従って旅費を支給する。）こととする。なお、有識者及び活動団体と企業・金融機関等担当者の選定については、環境省担当官と協議の上、決定する。

（3）地域循環共生圏の創造に向けた環境整備

環境省が別途公募選定したプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体（別紙 1 「令和 2 年度選定活動団体一覧」に記載の 35 団体）（以下「活動団体」という。）と、環境省担当官と協議の上で協

定を締結し、地域循環共生圏の創造に向けた環境整備に必要な以下の業務を実施する。

①地域循環共生圏の創造に向けた取組の実施及び活動団体との連携

地域循環共生圏の創造に向け、「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」の取組を、各活動団体とともに共同実施者として実施する。請負者は各活動団体が取組に要した費用（1活動団体当たり2,000千円を上限とする。）についても負担すること。なお、請負者においては、地域循環共生圏構築による効果を定量的に評価するための指標について検討を行うことになるので、各活動団体と密に連携を図るとともに、活動団体の取組状況について把握し、毎月自ら環境省担当官へ報告を行うこと。

②情報交換会の開催

活動団体の取組状況について把握するとともに、活動団体間でお互いの取組状況を把握し、取組の更なる深化を図るため、活動団体の担当者等の関係者を集めた情報交換会（200名程度、1回で2日程度、2回、都内）を開催する。情報交換会の開催に際しては、会議資料の作成・印刷（A4白黒、10ページ程度×35団体×400部程度）、日程調整、開催場所の確保、議事録の作成、旅費の支払い（各活動団体1名まで「国家公務員等の旅費に関する法律」に従って、旅費を支給する。）、その他情報交換会の運営に必要な業務を実施する。なお開催時期等については環境省担当官と協議の上、決定する。

③意見交換会の開催結果の取りまとめ

各活動地域において、各活動団体の実施状況について、活動団体、地域のステークホルダー、環境省等を交え活動団体が行う意見交換会の結果について取りまとめる。

④取組結果のとりまとめ

最終的な取りまとめに向け、令和2年12月18日（金）までに①で共同実施した取組の成果を調査・分析し、中間的に取りまとめ、環境省担当官へ報告を行う。なお、中間取りまとめの方向性等については、事前に環境省担当官と協議の上、決定する。

（4）地域循環共生圏の創造に向けた支援チームの形成・派遣等

別紙1「令和2年度選定活動団体一覧」に記載の35団体及び別紙2「平成31年度（令和元年度）選定活動団体一覧」に記載の35団体の中から、地域

の構想が策定され、ステークホルダーの組織化等の環境整備が十分に整ったと環境省が認めた活動団体（7団体程度）については、より具体的な事業計画を策定するため、各分野の専門家により組織された支援チームを形成・派遣するとともに、必要に応じて地域コーディネーターを選定する。支援チームを派遣する団体と、環境省担当官と協議の上で協定を締結し、地域循環共生圏の創造に向けた支援チームの形成・派遣等に必要な以下の業務を実施する。なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。

①実施内容

活動団体、環境省及び有識者と協議の上、各分野の専門家3～5名程度からなる支援チームを形成し、3回程度現地を訪問し、必要な助言等を実施すること。また、必要に応じ、ステークホルダーの連携を促し、議論を促進する人物を地域コーディネーターとして配置し、その費用を支払うこと。

②実施体制

- ア. 各活動団体について、事業計画の策定状況等を把握するため、担当者を必ず配置すること。なお、2つ又は3つ程度の活動団体の担当者を兼務することは妨げないが、その場合であっても、業務の円滑な実施を徹底すること。
- イ. 各地域特性や専門性等を考慮し、業務の効率性や確実性の確保の観点から必要と認められる場合においては、環境省担当官の承認を得て、(4)の業務の一部を他の事業者にも再委託（外注）することができるものとする。なお、再委託（外注）により実施する場合であっても、活動団体、再委託先との緊密な連携を確保するとともに、進捗状況を環境省担当官に随時報告を行うこと。
- ウ. (4)の業務の全体を統括する責任者（以下「全体統括者」という）を配置すること。全体統括者は担当者の業務を日常的に管理・サポートし、業務が円滑かつ実効的に実施されることを確保すること。
- エ. 各活動団体での取組進捗状況の確認と情報の共有を図るため、担当者、支援チーム、地域コーディネーター、環境省担当官等を交えた連絡調整会議（30名程度、2回、都内）を開催する。開催に当たっては、資料の作成・印刷（A4白黒、10ページ程度×7団体程度×60部程度）、日程調整、開催場所の確保、議事録の作成、その他連絡調整会議の運営に必要な業務を実施する。
- オ. 担当者は、最終的な取りまとめに向け、令和2年12月18日（金）までに事業計画の策定状況等を中間的に取りまとめ、全体統括者へ報告を行う。全体統括者は中間報告結果を取りまとめ、体系的に整理して、環境省担当官に結果を報告すること。

(5) 有識者会議の開催

有識者（5名程度）による有識者会議を設置し、以下の事項について検討を行う（3回程度）。開催に当たっては、有識者の選定、資料の作成・印刷（A4白黒、10頁程度×35団体×15部程度）、日程調整、開催場所の確保、議事録の作成、旅費・謝金等の支払い（「国家公務員等の旅費に関する法律」に従って、旅費を支給する。謝金は有識者1名1日当たり17,700円を支給するものとする。）、飲料の手配その他有識者会議の運営に必要な業務を実施する。なお、有識者の選定については、環境省担当官と協議の上、決定する。

（検討事項）・本業務の進め方について

- ・環境整備及び支援チーム派遣等を行う団体の選定について
- ・環境整備及び支援チーム派遣等の継続の要否について
- ・地域循環共生圏創造の推進について

(6) 地域循環共生圏に係る戦略的な広報活動

地域循環共生圏の趣旨や概念を広く社会に情報発信し、地域循環共生圏づくりを推進していくため、以下の業務を行う。

①戦略的な広報計画を策定し、環境省担当官の了解を得た上で実施すること。なお広報計画の策定に当たっては、SNS等を有効に活用した広報計画とすること。

②地域循環共生圏づくりに資する全国の事例を5つ程度調査・収集し、③のウェブサイトのコンテンツの一つとして掲載する。調査事例及び掲載内容については、環境省担当官と協議の上、決定する。

③「令和元年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」で作成した地域循環共生圏に関するウェブサイト（地域循環共生圏ポータルサイト及びその配下の地域循環共生圏プラットフォームページ、以下「ポータルサイト等」という。）の改良及び保守を実施すること。改良及び保守に当たっては、環境省担当官と協議の上、デザイン内容・レイアウト構成の変更等も含めた企画立案・設計を行い、コンテンツ作成するとともに、コンテンツの追加、削除、編集等を実施すること。ポータルサイト等は、本業務に限らず地域循環共生圏に係る積極的な情報発信を行うことを目的とし、週1回程度の更新に加えて、イベント開催等の周知のために随時更新を行うこと。また、保守に当たっては、ウェブサイトに脆弱性が発見された場合等にすぐに対応できる体制とすること。

なお、ポータルサイト等は環境省のサブドメイン直下で、環境省側で予め設

定したミドルウェア環境下（PostgreSQL、PHP5.6、CakePHP 等が利用可能な仮想ウェブサーバに VPN 経由でアクセスする）で動的コンテンツを含めた運用を想定している。以上を踏まえ、本業務でのコンテンツ作成に当たっては、動的コンテンツでプログラムを経由して提供する可能性のあるコンテンツについてはデータ形式等がそれに適したものとなるよう予め検討しておくとともに、今後オープンデータとしての提供があり得ることを考慮すること。

（7）評価手法の検討

（3）①、（4）により共同実施した取組について、総合的、体系的に分析・整理した結果を取りまとめ、地域循環共生圏構築による効果を定量的に評価するための指標について検討を行う。

（8）地域循環共生圏創造の手引きの作成

（1）～（7）の業務を通じ、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に取り組み、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行い、検討結果をもとに、地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する「地域循環共生圏創造の手引き」を作成する。

（9）留意事項

本業務の実施に当たり、以下の点に十分留意し、業務を進めること。

地域循環共生圏づくり関連事業との連携

地域循環共生圏づくりを横断的に進めていくため、以下の事業と常に連携を図りつつ、業務を実施すること。

- ・脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業
- ・地域循環共生圏創造の担い手づくりに向けた SDGs 人材発掘企画運營業務

3. 業務履行期限

令和3年3月31日（水）まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 20部（A4判 500頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 4枚（セット）

報告書の仕様は、環境省担当官と協議の上決定する。

なお、報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省大臣官房環境計画課

5. 個人情報の取り扱い

請負者は、本業務の実施に当たって、個人情報を取得する必要があるときは、

環境省担当官と協議することとし、個人情報保有する場合の個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。また、取得した個人情報の取扱いに当たって、万一、サイバー攻撃等により個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の被害が生じ、又は被害を生じるおそれが生じた場合は、可及的速やかに環境省担当官に報告するとともに、必要な措置を講じる。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキ

セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) ホームページ作成に当たっては、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省）及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」を元とする「JIS X 8341-3:2016」に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては『Web サイトガイドブック』（2019年4月18日版）に基づくこと。また、上記各ガイドラインは以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

<http://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 『Web サイトガイドブック』

<https://cio.go.jp/guides#sonota>

- (3) オープンデータのデータ形式等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」および「標準ガイドライン群」内の関連文書を参照すること。

(参考) 「標準ガイドライン群」

<https://cio.go.jp/guides>

- (4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和元年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和元年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境計画課 (TEL:03-5521-8328)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能

な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。